

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 2 月 28 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 4 階
札幌市教育委員会学校教育部教職員課職員健康管理担当（電話 011-211-3855）

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

札幌市立学校職員貸与被服在庫管理配送業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

入札は総価で行う。契約の際は一括受領・一括返納費用及びその他経費については総価契約とし、倉庫費用、配送費用の各項目については単価契約とする。支払いの際は、総価契約部分についてはその金額、単価契約部分については各単価に実際の数量又は件数を乗じた実績払いとするため、入札金額の算出基礎として、入札書に契約希望単価の 110 分の 100 に相当する積算内訳を記載した別表を添付すること（入札書及び別表はホチキスで 2 箇所を綴じ、つなぎ目に入札者（入札代理人）の印で契印を押すこと。）。

落札決定に当たっては、入札書に記載された総価金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」、小分類「道路貨物運送業」及び「倉庫業」に登録がされている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先

上記1に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページから入手可能とする。

(3) 入札書の提出方法

入札書は、共通第7号様式及び入札書別表の様式にて作成し、全員送付または持参によること。

※ 送付又は持参の期限

令和6年3月12日(火)17時00分(必着)

※ 送付先又は持参先

上記1に同じ

(4) 開札の日時及び場所

令和6年3月13日(水)11時00分

札幌市教育委員会4階会議室(札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル4階)

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を落札決定の日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止措置等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)

した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があつた日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

